ACSES ニュースレター_２２７４号（2022 年３月７日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（30 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇基準 170 倍、猛毒シアンを下水に流した疑い　改善命令にも従わず〈新聞報道〉
◇水道水で基準値超有害物質　沖縄・金武町、米軍由来か〈Web 報道〉／沖縄・金武町の水道水、再び高濃度 PFOS 米軍基地内の調査できず〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気ストーブ(カーボンヒーター))〈消費者庁〉
・日野自動車、排ガスデータ改ざん　最大 11 万台に不正　国交省「極めて遺憾」〈新聞報道〉
・「殺すぞこら」「完全にダメ人間」　神戸大、暴言の准教授２人を停職〈新聞報道〉
◇事故、事件の続報
・旭川医科大「断腸の思い」　新学長早期就任のため解任断念〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について〈環境省〉
・三幸製菓の工場火災をうけて　米菓製造会社に自主点検を要請　《新潟労働局》〈放送報道〉
・労災レセプト電算処理システム　マスタコード〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・デブリ取り出しを阻む粉じん　廃炉作業で想定外の事態も〈新聞報道〉
・帰還困難区域、一部解除へ　春以降、復興拠点で居住再開〈Web 報道〉
・「東電、政府信頼できぬ」　処理水の海洋放出、首長6割近く反対姿勢〈新聞報道〉
・国の責任、夏までに統一判断へ　東電賠償初確定、計１４億円―原発避難者３訴訟・最高裁〈Web報道〉
・原発事故から11年「避難による発がん」課題に　東京電力福島第1原発事故を振り返る〈新聞報道〉
[災害対策]
・盛り土「底なし沼。大変なことに…」　住民証言　熱海土石流８カ月〈新聞報道〉
・盛り土規制、重み増す自治体の責任　是正命令の判断など権限強化〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 令和２年度 PRTR データの概要等について−化学物質の排出量・移動量の集計結果等− 〈環境省/経済産業省〉
[4] 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました〈経済産業省〉
[5] 健康安全
◇９価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（シルガード９）について〈厚生労働省〉
[6] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 57 号）〈官報〉
◇「薬が足りない」静岡県も深刻　薬局対応追われ　後発薬メーカー不祥事、全国的に供給不安定〈新聞報道〉
[7] 食品安全衛生関係
◇特別用途食品の表示許可について〈消費者庁〉
[8] 廃棄物関係

鶯神楽（ウグイスカグラ）

◇コンビニ各社 プラ削減へ対応もスプーンなど有料化は見送り〈放送報道〉
［9］温暖化対策関係
◇トンガ噴火で脱炭素ふりだしに？　実は人間由来が火山の 100 倍〈新聞報道〉
［10］環境安全関係
◇令和２年度における浄化槽の設置状況等ついて〈環境省〉
［11］調査、公募、意見募集等
　［調査結果］　１件
［12］その他省庁発表　　３件
［13］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催案内］　　９件　　［開催記録、報告、資料等］　　６件
［14］海外の化学物質管理情報
○国際：２件　　○欧州：31 件　　○米国：９件　　○カナダ：２件　　○ウクライナ：１件
○中国：１件
［15］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇その他：３件

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇基準 170 倍、猛毒シアンを下水に流した疑い　改善命令にも従わず
＜朝日新聞　2022 年３月３日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ334VQ6Q33UTIL002.html
　猛毒成分を含む汚水を下水道に流したとして、警視庁は３日、めっき加工会社「福田鍍金（めっき）工業所」（東京都葛飾区）の水質管理責任者、福田浩三容疑者（48）=同区水元３丁目=を下水道法違反（排水基準違反）の疑いで逮捕したと発表した。「今は話したくない」と述べているという。
　浩三容疑者の父親で同社の福田与四郎（よしろう）社長（83）と、法人としての同社も同法違反（改善命令違反など）の疑いで書類送検した。警視庁のこれまでの調べに対し、浩三容疑者は「処理機材の修理や、汚泥処理の資金がなかった」と説明しているという。
　生活環境課などによると、浩三容疑者らは 2020 年 10 月～21 年 10 月、同社工場から同法施行令で定められる排水基準の 170 倍のシアン化合物や六価クロムなどを含む汚水を４回にわたって下水道に流し、都からの改善命令にも従わなかった疑いがある。
　こうした成分は毒性がある上、下水処理施設で十分に処理できないまま河川や海に流れる可能性がある。
　不適切処理の実態を把握した…

◇水道水で基準値超有害物質　沖縄・金武町、米軍由来か
＜共同通信　2022 年３月３日＞　https://nordot.app/872057983001264128?c=39546741839462401
　沖縄県金武町が２月に実施した水道水の検査で、国の暫定目標値を超える有害な有機フッ素化合物「PFOS」「PFOA」が検出されたことが３日、町への取材で分かった。水源は米軍キャンプ・ハンセンに近接しており、県担当課は「米軍由来の可能性が高いのではないか」としている。同町の水道水では 2020 年６月の検査でも基準を超えた。
　町によると２月 21 日に採水した３カ所の水道水のうち１カ所で、両物質の合計で１リットル当たり 50 ナノグラムとした暫定目標値を上回る 59 ナノグラムを検出した。

・沖縄・金武町の水道水、再び高濃度 PFOS　米軍基地内の調査できず
＜朝日新聞　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ346WW5Q34TIPE01X.html
　沖縄県の米海兵隊基地キャンプ・ハンセンがまたがる 4 自治体の一つ、金武町で、2 月 21 日に検査した水道水と地下水から、発がん性が疑われる有機フッ素化合物「PFOS（ピーフォス）」などが高濃度で検出された。町内では 2 年前にも検出され、濃度を下げる処理をしてきたが、値が急上昇したという。町が 4 日、取材に明らかにした。
　町は基地内に原因があるとみて、昨年 12 月に立ち入り調査を米軍に申請したが回答が得られず、実現していない。
　今回の検出について町の担当者は「値の急上昇から、基地内で新たに何かが起きた可能性も考えられる」と話した。
　PFOS などについて、国が設ける水道水や地下水の水質管理の目安（暫定目標値）は、1 リットルあたり 50 ナノグラム以下。問題となっている水道水では 2020 年 6 月に 70 ナノグラムが検出された。
　町は水源となる六つの地下水…

◇*その他の事故、事件*
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電気ストーブ(カーボンヒーター))
＜消費者庁　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027815/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220304_01.pdf
特記事項:
・燦坤(サンクン)日本電器株式会社が輸入した電気ストーブ(カーボンヒーター)のリコール(製品回収・返金)
・ユアサプライムス株式会社が輸入した電気ストーブ(カーボンヒーター)のリコール(回収・返金、又は代替品への交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：５件
　（うち石油給湯機１件、ガスこんろ（都市ガス用）１件、ガストーチ３件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：12 件
　（うち液晶テレビ１件、電気ストーブ（ハロゲンヒーター）１件、ノートパソコン２件、電気ストーブ１件、レンジフード１件、電気冷蔵庫１件、デスクトップパソコン１件、電気ケトル１件、鍋（取っ手着脱式）１件、電気ストーブ（カーボンヒーター）２件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
　（うちポータブル電源（リチウムイオン）１件、椅子１件、電気掃除機（充電式、スティック型）１件、電子レンジ１件、エアコン（室外機）１件、玩具（マグネットパズル）１件、除湿機１件、湯たんぽ１件）

・日野自動車、排ガスデータ改ざん　最大 11 万台に不正　国交省「極めて遺憾」
＜日経新聞　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC0456I0U2A300C2000000/
日野自動車は 4 日、国内工場で製造する中大型のトラックとバスについて、ディーゼルエンジンの排出ガスなどのデータを改ざんし、国土交通省に提出していたと発表した。最大で同社の年間国内販売台数の 2 倍にあたる約 11 万 5500 台に搭載されたエンジンが不正な数値だった疑いがある。評価試験中に浄化装置を交換するなど、基準値をクリアするため悪質な不正を行っていた実態が明らかになった。
日野は自動車の販売許可にあたる「型式認証」を取得するために実施しているエンジンの排ガス評価試験や燃費試験で不正なデータを国交省に提出していた。不正のあった 3 種類のエンジンを載せた車は出荷を止めた。
日野の小木曽聡社長は 4 日に開いた記者会見で「お客様など様々な方にご迷惑とご心配をおかけし、深くおわびする」と陳謝した。不正の背景については「数値目標の達成やスケジュールを厳守することへのプレッシャーなどへの対応が取られてこなかったことがある」と述べた。
2018 年 11 月、北米市場向け車のエンジンが米国の法規に対応できていないことが発覚し、社内調査を開始。その後、日本市場向けのエンジンにまで調査対象を広げたことで、今回の不正行為が判明した。
16 年に三菱自動車で燃費試験のデータ改ざん問題が発覚した際、国交省から調査指示があったものの、日野は「不

正などの問題はなかった」と回答していた。ただ今回、少なくとも 16 年ごろから不正行為があったことが判明。小木曽社長は「不正を見つけられなかったのは会社としては大きな問題だ」と語った。
不正行為のあった 3 種類のエンジンのうち中型の 1 機種は試験の途中で別の浄化装置に交換し、法律の規制値に合う数値になるようにしていた。発覚後の再試験で規制を超過する可能性があることが分かったため、搭載車の 4 万 3000 台はリコール（回収・無償修理）対象になる見込みだ。
残りの 2 種類は測定装置の設定を変更し、実際よりもいい燃費の数値が出るようにしていた。再試験で正しい数値を国に報告する。日野はどの程度数値を改ざんしたかについて明言を避けた。
さらに、小型バス向けの 1 種類のエンジンで、公表していた燃費効率の数値が実際よりも高い値になっていた。不正の有無は分かっていない。再試験するとともに、不正がなかったか詳細に調査する。
車業界では、独フォルクスワーゲン（VW）のディーゼル車が、試験中だけ有害物質の排出を不正に抑えるソフトウエアを搭載していたことが 15 年に発覚。三菱自も燃費を実際より良く見せる不正を行っており、日野の事案はこれらに匹敵する悪質な行為といえる。
今回不正の対象になったエンジンの一部はトヨタ自動車やいすゞ自動車のバスにも搭載されている。トヨタは 3000 台、いすゞは 1200 台が対象になるもようだ。日野は 21 年 11 月、トヨタに不正の事実を報告したことを明らかにした。
日野はトヨタの子会社であるものの、独立して事業を運営している。トヨタは 4 日、「まずは日野が責任を持ってできるだけ速やかに全容を解明し、再発防止に万全を期すことが重要」と強調したうえで、「トヨタとしてもそうした取り組みを今後支援していく」とコメントした。
日野をめぐっては、混乱が続いている。21 年以降に搭載予定だったエンジンで米国での認証取得が遅れていることから、米国とカナダの 2 工場でトラックの生産を停止すると発表。排ガス性能をみる法定エンジンの認証が想定通りに得られなかったことが原因だった。
21 年 12 月には、配管の固定方法が不適切で排ガス中の窒素酸化物が規制値を超えるおそれがあるとして、大型トラック「プロフィア」を約 4 万 7000 台リコールすると届け出た。同社によると、「いずれも今回のデータ改ざんには関係していない」という。
日野の 21 年 3 月期の小、中、大型トラックとバスの国内販売台数は 5 万 9676 台。販売シェア 30%強を占める商用車大手の足場は大きく揺らいでいる。

・「殺すぞこら」「完全にダメ人間」　神戸大、暴言の准教授 2 人を停職
＜朝日新聞　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ345TT0Q34PIHB01B.html
神戸大は 4 日、学生に暴言を繰り返したなどとして、40 代の男性准教授 2 人をいずれも停職 1 カ月の懲戒処分にしたと発表した。
　人事課によると、准教授の一人は昨年 1 月、ミーティングを無断欠席した学生を研究室に呼び出し「お前不可だぞ。ここでぶん殴ってやりたいとこなんだなあ。殺すぞ、こら」と怒鳴って椅子を蹴り飛ばした。
　大学の調査で、10 人以上の学生に対し「殺すぞ」「馬鹿」などの言動が確認されたという。准教授は「怒りで理性を失った」と説明しているという。
　もう一人の准教授は 2020 年秋、研究室に属する学生に「幼稚すぎて指導するレベルに達していない」「君は完全にダメな人間や」などと人格を否定する発言を繰り返したという。
　学生の相談を受けて研究科長が大学側のハラスメント防止対策本部に報告。大学のその後の調査で、この准教授をめぐって 13 年以降、10 人以上の学生が研究科へアカデミック・ハラスメントの被害を相談していたことが判明した。
　研究科は准教授にその都度注意したが、大学に報告はしていなかった。人事課は「隠匿とは認められないが、研究科の対応には疑問が残る」としている。
　大学の調査では、研究室の複数の学生らから「ゼミは長時間にわたって理不尽な叱責（しっせき）が科される場所だった」との証言もあったという。
　准教授は調査に対し「熱心に指導する中で、学生を追い込む形になってしまった」と説明しているという。
　人事課は「ハラスメントに関する就業規則の順守を周知徹底し、再発防止に努める」とのコメントを出した。

処分者の特定につながるとして、准教授の所属する学部・研究科は明らかにしていない。

◇***事故、事件の続報***

・旭川医科大「断腸の思い」　新学長早期就任のため解任断念

＜共同通信　2022 年 3 月 3 日＞　https://nordot.app/872100252659220480?c=39546741839462401

パワーハラスメントや不適切発言が問題となった旭川医科大（北海道旭川市）の吉田晃敏学長の辞任届を文部科学相が受理したことを受け、大学の学長選考会議が 3 日に記者会見を開いた。奥村利勝議長は解任の申し出を取り下げ、辞任を受け入れた理由について、新学長の早期就任を実現するためと説明。「解任が適当との考えは変わらず、断腸の思い」とした。

選考会議は次期学長に西川祐司副学長を選出しており、大学側は 2 日、文科省に西川氏の学長就任を申し入れた。旭川医科大は国立大学法人のため、閣議決定を経て、4 月 1 日付で就任する見通し。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく指定疾病の認定に係る医学的判定の結果について

＜環境省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/110582.html

環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）からの申出に対する医学的判定を令和４年３月４日（金）に行い、判定結果を機構に通知しましたので、お知らせします。

◎医学的判定の結果（別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」）

医療費等の申請に係る182件、特別遺族弔慰金等の請求に係る46件について医学的判定を行いました※１※２。

これらのうち､石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料の提出を求め、改めて判定を行うことになります。

※１　うち26件（医療費等：24件、特別遺族弔慰金等：２件）は、これまでに石綿を吸入することにより当該指定疾病にかかったかどうか判定できないとされ、機構から申請者又は医療機関に対して判定に必要な資料を求めていたものについて、改めて判定を行ったものです。

※２　このほか、認定の更新申請に係る２件について、認定疾病が有効期間の満了後においても継続するとは認められないとの医学的判定が行われました。なお、認定の更新申請に係るその他の案件については、申請書に添付された診断書等において認定疾病が有効期間の満了後においても継続することが明らかであったことから､「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給関係）について（通知）（令和元年５月７日 環保企発第1905071号 環境省大臣官房環境保健部長通知)」等に基づき、環境大臣に医学的判定を申し出ることなく、機構において更新の手続がとられています。

添付資料

別添「石綿健康被害救済法に基づく医学的判定の状況」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117582.pdf

・三幸製菓の工場火災をうけて　米菓製造会社に自主点検を要請　《新潟労働局》

＜テレビ新潟　2022 年 3 月 3 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/2cc926fea339d43ad006e137e77a7dfc13f62ab2

先月の三幸製菓の工場火災を受け、新潟労働局は３月３日、米菓を製造する会社などに緊急の自主点検を行うよう要請しました。

新潟労働局が要請したのは新潟県米菓工業協同組合と県内の米菓製造会社１４社です。

２月１１日、村上市にある三幸製菓の荒川工場で火災が発生し従業員６人が死亡しました。要請はこの火事を受け、事業所ごとに自主点検をするよう求めたものです。

〈新潟県米菓工業協同組合　星野一郎理事長〉　「こちらの指導を仰ぎながらガイドライン（作成）というのを考えてみたいと思います」

労働局は自主点検の結果を踏まえて事業所を個別に指導することも想定しています。

・労災レセプト電算処理システム　マスタコード
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3nmNHgnFnKgaogRY

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・デブリ取り出しを阻む粉じん　廃炉作業で想定外の事態も
＜毎日新聞　2022 年 3 月 5 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220303/k00/00m/040/180000c

東京電力福島第 1 原発の 2 号機の溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）を取り出す作業では、原子炉格納容器内の放射性物質を確実に封じ込め、周辺の環境に影響を及ぼさないことが大前提だ。事前の準備作業は昨秋に始まったが、想定外の事態も起きている。

ロボットアームを入れる穴に障害物

準備作業がされている場所は、格納容器にロボットアームを入れる穴のすぐ外側だ。この穴にはケーブルなどが残っているため、別の遠隔操作のロボットで取り除く必要がある。その際、穴から外へ放射性の粉じんや放射線が漏れないよう、穴を覆うような作業部屋を三つ整備することにしている。現在、一つ目の設置が終わったところだ。

放射線量は、毎時 3 ミリシーベルトもある。被ばくを考慮すると、1 人の作業時間は 1 日 10～15 分に限られる。昼でも真っ暗で、放射性の粉じんがどこにたまっているのか、正確には分かっていない。作業員は全面マスクと防護服の上にビニール製のコートを着用。ゴム手袋は三重だ。

ここを担当する部署のチームリーダー、田村章さん（46）は、作業計画の立案などをする。新たな作業に入る前、2 号機の外で…

・帰還困難区域、一部解除へ　春以降、復興拠点で居住再開
＜共同通信　2022 年 3 月 3 日＞　https://nordot.app/872007910791249920?c=395467418394624 01

東京電力福島第 1 原発事故から 11 年となる今春、福島県の避難指示区域の中で最も放射線量が高かった帰還困難区域（約 337 平方キロ）の一部で避難解除が始まる。来年春にかけて 6 町村の特定復興再生拠点区域（復興拠点、計約 27 平方キロ）は順次、住民が居住できるようになる。

復興拠点は原発事故前の街中心部や住宅密集地など。拠点から外れた 9 割の地域については今年住民の帰還意向調査が始まるところで、避難はさらに数年続く。

・「東電、政府信頼できぬ」　処理水の海洋放出、首長 6 割近く反対姿勢
＜朝日新聞　2022 年 3 月 5 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ346K83Q2SUTIL05K.html?iref=comtop_Topnews2_04

東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出について、朝日新聞が岩手、宮城、福島 3 県の計 42 市町村長に尋ねたところ、6 割近くが「容認できない」「どちらかというと容認できない」と回答した。国内外の理解が不十分とする首長が最も多かった。福島と隣接する茨城の計 9 市町村では、反対姿勢を示した首長はいなかった。

対象は、津波被害に遭った沿岸部や原発事故で避難指示が出された計 42 市町村（岩手 12 市町村、宮城 15 市町、福島 15 市町村）と、茨城の沿岸 9 市町村。アンケート形式で実施し、2 月までに全員から回答を得た。

51 人のうち「容認できない」が 11 人、「どちらかといえば容認できない」13 人、「どちらかといえば容認できる」13 人、「容認できる」2 人、無回答・答えられないが 13 人だった。

容認できない理由を複数回答で尋ねると「国内外の理解が不十分」が 20 人、「多くの漁業者が反対している」14 人、「風評被害や賠償への国や東電の対策が不十分」12 人と続いた。

野田武則・釜石市長は「東電の姿勢や政府の取り組みが不透明で信頼を置けない」とした。

東北電力女川原発を抱える宮城県女川町の須田善明町長は容認「できる」「できない」の二つを選択。「処理水は安全性に問題はないが、漁業者をはじめ県民らへの理解活動が不十分」とした。

福島県内首長「どの処分方法でも県に過度な負担」

福島県では６人が無回答だった。どちらかといえば容認できると回答した遠藤雄幸・福島県川内村長は風評被害への懸念を示しつつ、陸上保管のままでは処理水のタンクを抱える双葉、大熊両町の復興を妨げると指摘。「丁寧な説明を尽くさない限り、いかなる処分方法を選んでも福島県に過度な負担を強いる」と主張した。

岩手、宮城、福島の 42 市町村長には、復興状況も質問。7 割が今後の復興に不安を感じると回答した。

不安の理由を複数回答で聞いたところ「少子高齢化がいっそう進む」が 79%で最多。「インフラの維持管理が重荷になりそう」が 38%、「人口の転出に歯止めがかからない」が 33%、「コミュニティーの再生が進まない」が 31%だった。

地域により回答に違い

国が来春にも開始する方針を…

・国の責任、夏までに統一判断へ　東電賠償初確定、計１４億円―原発避難者３訴訟・最高裁

＜時事ドットコム　2022 年３月４日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022030400829&g=soc

東京電力福島第１原発事故の避難者らが、国と東電に損害賠償を求めた３件の集団訴訟で、最高裁第２小法廷（菅野博之裁判長）は４日までに、国の賠償責任について当事者双方の意見を聴く弁論期日を４月にそれぞれ指定した。二審は１件以外は国に賠償を命じている。判決は夏までに言い渡される見通しで、国の責任について統一判断を示すとみられる。

一方、小法廷は２日付で、二審で敗訴した東電に対しては、３件とも同社側の上告を退ける決定をした。これにより、原告計約３６００人に計約１４億円の賠償を命じた仙台、東京両高裁の判断が確定した。いずれも国が示した賠償基準「中間指針」を超える金額を認めていた。集団訴訟で東電の責任が確定するのは初めて。

原発事故から間もなく１１年が経過するが、全国の裁判所では約３０の同種訴訟が継続している。最高裁の判断は大きく影響しそうだ。

３訴訟は福島、前橋、千葉の各地裁に提訴された。一審は２０１７年３～１０月、いずれも中間指針を超えた東電の責任を認定。国については千葉訴訟のみ責任を否定した。

３件の二審は２０年９月～２１年２月、原告は東電から、事故や避難生活による生活基盤の喪失や変容などで精神的損害を受けたとして、同社に賠償を命令。国に対しては福島、千葉両訴訟が「津波が到来する危険性は認識でき、措置を講じるよう東電に命令すべきだった」と賠償を命じたが、前橋訴訟は津波は予見できなかったなどとして責任を否定した。

最高裁の弁論は福島訴訟が４月２５日、前橋訴訟が同２２日、千葉訴訟が同１５日。

国の責任については、▽政府機関が０２年に公表した巨大津波を予測する「長期評価」の信頼性▽実際に津波を予見できたか▽対策を講じたら事故を防げたか―などの観点で判断が分かれている。責任の有無を含め最高裁の判決が注目される。

東京電力ホールディングスの話　原発事故で皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしていることを改めて心からおわび申し上げる。最高裁の判断に従い対応する。引き続き福島への責任を果たすべく、誠実に対応していく。

・原発事故から 11 年「避難による発がん」課題に　東京電力福島第１原発事故を振り返る

＜毎日新聞　2022 年３月４日＞

https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220225/med/00m/100/025000c

---

[災害対策]

・盛り土「底なし沼。大変なことに…」　住民証言　熱海土石流８カ月

＜毎日新聞　2022 年３月４日＞　https://mainichi.jp/articles/20220303/k00/00m/040/251000c

３月３日は静岡県熱海市伊豆山地区で 2021 年７月に起きた土石流災害から８カ月の節目となる。この日は県内でさまざまな動きがあった。

原因を究明する熱海市議会の調査特別委員会（百条委員会）の第１回参考人招致があり、参考人の一人で住民団体幹部は 07 年、小田原市の不動産会社（前所有者）が盛り土した現地で「履いていた運動靴が溶けた」と述べ、

盛り土に有害物質が含まれていた可能性を示唆。別の参考人からは行政や警察の不作為を批判するような発言も出た。

参考人として招致されたのは、伊豆山地区の住民団体幹部と地元住民、産業廃棄物の不法投棄問題に絡んで伊豆山地区を取材したジャーナリスト、土石流発生地の前所有者と現所有者（東京都の企業グループ前会長）との土地売買を仲介した不動産会社元代表らの計５人。匿名報道を条件に報道機関のみ質疑が公開された。

住民団体幹部は「運動靴が溶けた事実を斉藤栄市長に報告した。困った様子だった」と証言。地元住民は盛り土区域を 10 年に訪れた際、「底なし沼。大雨が降れば大変なことになると感じた」と語気を強めた。

ジャーナリストは違法行為を告発するため、盛り土や不法投棄に関与したとされる２人とともに熱海署や神奈川県警などを訪問。だが、証拠不十分などを理由に捜査が進まなかったと明かし、「警察が動いていれば、熱海市に情報提供されたと思う」と嘆いた。

一方、不動産会社元代表は前所有者が盛り土工事に際し、熱海市に提出した土採取等規制条例届出書を巡る市とのやり取りについて説明。「ひな壇状の盛り土に崩壊した部分があった。市からは『きちんと成形して硬化剤などで固めよ』と指導された。工事をすれば危険性はないと認識していた」と主張した。

百条委は 17 日に、盛り土した前所有者の元社員と現所有者の開発行為を申請した設計事務所関係者、当初から盛り土に関与した人物の計３人、18 日に、現職市議と土木設計専門家らの計３人を参考人として招致。前・現所有者が対象となる予定の証人尋問は５月 11、12 日に行う。

◇　◇

被災者や地元住民らは現場付近で犠牲者を悼んだ。遺族らが土石流の起点となった盛り土付近の土地の前・現所有者らを相手取って起こした損害賠償請求訴訟を巡り、被災による経済的損失を踏まえて裁判費用の支払いを猶予する「訴訟救助」が原告全員に認められたことも、この日の弁護団への取材で明らかになった。

発生時刻の午前 10 時半ごろ、岸谷（きだに）バス停（東海バス）近くに被災者や地元住民ら 15 人ほどが集合。地元の復興団体が設置した小さな線香台のもとで１分間の黙とうをささげ、順番に線香をあげた。熱海市盛り土流出事故被害者の会の太田滋副会長（65）は市議会百条委について「（参考人や証人は）知っていることを全て話さなければ、原因究明はできない」と指摘した。

一方、弁護団によると、静岡地裁沼津支部（古閑美津恵裁判長）が１日付で訴訟救助を認める決定を出した。84 人分の手数料計 1184 万円の支払いが猶予される。

◇　◇

県の動きもあった。土石流で崩れ落ちなかった残土について、難波喬司副知事は３日の県議会一般質問で県の調査で崩落の危険性などが判明した場合、土地の前所有者に撤去を求める措置命令を出す方針を明らかにした。主体は市となるが、県議会で提出されている盛り土規制に関する新条例案が施行された場合、市から県に引き継がれる。

県は、崩落の起点近くに約２万立方メートルの盛り土が残っていると推定。台風に伴う豪雨などを想定し、盛り土の安定性について解析を進めている。難波副知事は仮に崩落しても、「住宅街に再被害を与える切迫した状況にない」としつつ、「安定性の評価については不確実性があり、適切な対応が必要」と答弁した。前所有者が措置命令に応じなければ、強制的に撤去するなどの行政代執行も視野に入れる。

・盛り土規制、重み増す自治体の責任　是正命令の判断など権限強化

＜京都新聞　2022 年３月２日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/742271

静岡県熱海市の土石流災害を教訓とする盛り土規制法案が１日に閣議決定された。自治体が指定する規制区域内の造成を許可制とし、違反者への罰則を強化する。自治体にとっては監督権限が強まるが、責任はより重くなり、業務負担も増す。公共工事の発注者として、建設残土の処分先確保を徹底することも求められる。来年夏を目指す施行に向けて、執行体制の整備が課題となる。

■不安

盛り土規制に関しては、包括的な対策を担う部署がない自治体がほとんどだ。土木系の専門職員が慢性的に不足しているケースも多く、

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022年3月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00343.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24299.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）

＜厚生労働省　2022年3月5日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24297.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月６日版）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24298.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-12pOi3huIw-hGBY

[対策・予防]

◇風が弱いのは感染リスク？　屋外でもコロナに注意を

＜共同通信　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.47news.jp/news/7446516.html

新型コロナウイルスは、会話などで広がる微小な飛沫（ひまつ）を介して感染が広がることが分かっている。屋内では当然リスクが高いが、屋外ではどうだろうか。米ニューヨーク州立大などの研究チームは、風が弱い日はリスクが高いとする研究結果を明らかにした。

風がウイルスの粒子を分散させるのに十分でなく、屋外であってもウイルスを含む飛沫が人から人へ伝わる可能性を示していると指摘した。

研究チームはニューヨーク市郊外のサフォーク郡で２０２０年３～１２月に発生した新型コロナの症例９万６千件余りについて、感染したとみられる時期を推定。降雨や降雪の影響を取り除いて、その日の平均風速、最高気温との関係を分析した。

その結果、屋外の活動に適した最高気温１６～２８度の日は、平均風速２・４６メートル未満ではそれ以上の平均風速の場合と比べて感染リスクが１・４５倍に高まることが分かった。風速が時速換算で１キロ分速まると、感染リスクは１３％近く低減したという。

それより低い気温、高い気温のときは風の強弱で感染リスクに差がみられなかった。

研究グループは、「この研究から、コロナ禍でも開放されている公園やビーチを閉鎖するべきだとは言えない」と断った上で、これらの結果が示す傾向が現地の保健当局が公表した裏庭でのバーベキューなど屋外の飲食の場がリスクが高いとする事例報告とも一致していると解説。「屋外なら安全だと考えてはいけない。ソーシャルディスタンスを取ること、マスクを着けることは、室内と同様に役立ち得る」と注意を促している。

◇省庁発表

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。
＜厚生労働省　2022年3月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2022年3月4日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2022年3月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0nWBEgXJkKQWpshY
・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kWxIjX5oJQmkfhY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8lWhMiXpsIQ2j2hY
・感染拡大防止と医療提供体制の整備（関連情報）について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_lmtPinlvIg6gCRY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9lGlNiHttIAyiKxY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・接種後に「熱出た人ほどワクチン効果高い」　九大病院など発表
＜毎日新聞　2022 年 3 月 5 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220304/k00/00m/040/512000c

新型コロナウイルスのワクチン接種を巡り、九州大学病院（福岡市）と福岡市民病院は 4 日、2 回接種後に発熱した人の方が感染を防ぐ抗体価（抗体の量）が高いとする研究成果を発表した。両病院によると、研究中の 3 回目接種でも同様の傾向が出ているといい、「熱が出た人ほどワクチン効果は高い」としている。

両病院が 2021 年 5、6 月に、福岡市民病院に勤務する看護師や事務職員など 335 人を対象に、米ファイザー社製ワクチンの 2 回目接種後の抗体価を測定したところ、接種後に発熱した人の方が高いことが分かった。

高い発熱ほど抗体価が高い傾向にあり、接種後に 38 度以上に上昇した人は、37 度未満の人と比べて平均約 1・8 倍の抗体価があったという。一方、関節痛や頭痛など発熱以外の副反応が出ても抗体価は変わらなかった。

研究では、副反応が出た後に解熱鎮痛剤を使用しても抗体価が下がらないことも判明。発熱をはじめ接種部位の腫れ、頭痛などの副反応が出ても、解熱鎮痛剤の使用は抗体価に影響を与えず、免疫は十分に獲得されていたという。

研究成果をまとめた九州大医学研究院病態修復内科学の鄭湧助教は「発熱の有無に関わらず、十分な抗体価を得られていたが、発熱した人の方が抗体価が高かった」と説明。研究中の 3 回目接種でも同様の傾向が出ているといい、「どんな副反応が出ても解熱鎮痛剤が使えるし、使ってもワクチン効果が損なわれることはない。安心して接種してほしい」と呼び掛けた。

・塩野義、ファイザーと効果同等か　追加接種で、コロナワクチン
＜共同通信　2022 年 3 月 4 日＞　https://nordot.app/872367889384636416?c=39546741839462401

塩野義製薬は 4 日、開発を進めている新型コロナウイルスワクチンの追加接種で、米ファイザー製ワクチンと同等の中和抗体量の上昇を確認できたとする臨床試験（治験）の中間報告を発表した。中和抗体にはウイルスが細胞に侵入するのを防ぐ働きがある。

塩野義の手代木功社長は会見で「非常によい結果だと思っている」と述べた。今年 5 月の供給開始を目指すとしている。追加接種の承認申請を先行して進めることも検討したいとした。

今回の治験は、ファイザー製ワクチンを２回接種して６カ月以上が経過した成人を対象に実施。約 200 人のデータを分析した。

◇大学等関係

・留学生受け入れ、７千人とは別枠で１千人　水際対策緩和

＜朝日新聞　2022 年３月４日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ343PSSQ33UTIL05S.html

新型コロナの水際対策緩和の一環で、政府は、より留学生を受け入れやすくする「留学生円滑入国スキーム」を始める。ビジネス関係者や留学生らも含めた１日あたりの入国者数の上限を５千人から７千人に引き上げると３日に発表したが、これに加えて今月中旬から、航空機の席に余裕がある平日に、７千人とは別枠で１日千人ほど留学生を受け入れるという。

文部科学省などによると、文科省と出入国在留管理庁が設置するサポートセンターが、留学生を受け入れる大学や高校などから相談を受け、搭乗便を仮予約する仕組み。当面、５月末まで続けるという。

2020 年１月以降に在留資格の認定を受けながら来日できていない留学生は、約 15 万２千人。新たに入学する人数を加えると、今春からの留学を希望する人は最大で 20 万人以上になる可能性もあるという。文科省は、７千人の一般枠に加えて別枠も利用できることを大学などの受け入れ機関に周知していくという。

ある国立大の担当者は「緩和が進むのはよいが、新学期にどこまで間に合うか、規模的に不十分である可能性もある。受け入れる大学などへの素早い情報提供と連携が不可欠」と指摘する。

末松信介文科相は４日の記者会見で、「新学期に向けて着実かつ円滑に入国できるように全力で取り組んでいきたい」と話した。

****

[3] 令和２年度 PRTR データの概要等について−化学物質の排出量・移動量の集計結果等−

＜環境省　2022 年３月４日＞　https://www.env.go.jp/press/110639.html

＜経済産業省　2022 年３月４日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304002/20220304002.html?from=mj

環境省は、経済産業省と共同で、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づく化学物質の令和２年度の排出量・移動量等のデータの集計等を行い、その結果を取りまとめました。

令和２年度の届出排出量は124千トン(前年度比11.4%の減少)、届出移動量は230千トン(同6.3%の減少)、その合計は354千トン（同8.2%の減少）となりました。

排出量・移動量等の集計結果は、事業者から届出された事業所ごとの届出排出量・移動量とともに、環境省のウェブサイト上で公表します。

１．経緯

平成11年７月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質排出・移動量届出（PRTR：Pollutant Release and Transfer Register）制度が導入されました。

PRTR制度の導入により、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境中へ排出した量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）の届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとなっています。

令和２年度の届出排出量・移動量については、令和３年４月１日から令和３年６月30日までの間に、全国32,890の事業所から届出が行われました。

今般、環境省は、経済産業省と共同で、化学物質の届出排出量・移動量（PRTRデータ）を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を集計表として取りまとめました。

２．令和２年度PRTRデータのポイント

（１）届出排出量・移動量

令和２年度の１年間に届出対象事業者が把握し、令和３年４月１日から令和３年６月30日までに届出を行った排出量・移動量を集計しました。令和２年度は昨年度に引き続き、前年度から届出排出量・移動量ともに減少しました。

このうち、平成22年度の届出対象物質の見直し前後で継続して届出対象物質として指定されている物質（以下「継続物質」という。276物質。）についても、届出排出量・移動量ともに減少しました。

●全対象化学物質（462 物質のうち届出があった 431 物質）

	令和元年度	令和２年度	前年度との比較 （△：減少）
届出事業所数（事業所）	33,382	32,890	△ 1.5%
届出排出量（トン）	140,111	124,114	△11.4%
届出移動量（トン）	245,029	229,612	△ 6.3%
届出排出量・移動量（トン）	385,141	353,725	△ 8.2%

●継続物質（276 物質のうち届出があった 260 物質）

	令和元年度	令和２年度	前年度との比較 （△：減少）
届出排出量（トン）	124,939	110,575	△11.5%
届出移動量（トン）	221,960	206,522	△ 7.0%
届出排出量・移動量（トン）	346,899	317,097	△ 8.6%

（２）届出外排出量

届出対象以外の事業所や、家庭、自動車等からの排出量については国が推計を行いました。その結果、令和２年度に推計対象とした物質（337物質）の届出外排出量は193,500トンでした。前年度は335物質を推計対象とし、届出外排出量は205,591トンでした。

（３）前年度と比較した傾向

届出事業所数：届出事業所数は32,890で微減（前年比△492事業所）、届出事業所数の減少の寄与が最も大きかった業種は燃料小売業（同△189事業所）でした。

届出排出量：届出排出量が１千トン以上増加した業種はありませんでした。増加した主な業種は医薬品製造業（同＋117トン）、金属鉱業（同＋42トン）、自動車整備業（同＋39トン）でした。一方、届出排出量が減少した主な業種は輸送用機械器具製造業（同△2.7千トン）、プラスチック製品製造業（同△2.0千トン）、船舶製造・修理業、舶用機関製造業（同△2.0千トン）でした。

届出移動量：届出移動量が増加した主な業種は化学工業（同＋2.0千トン）、医薬品製造業（同＋1.6千トン）、電気機械器具製造業（同＋0.58千トン）でした。一方、届出移動量が減少した主な業種は鉄鋼業（同△1.4千トン）、プラスチック製品製造業（同△1.1千トン）、非鉄金属製造業（同△0.92千トン）でした。

届出外排出量：令和２年度については活動量の減少等により、届出外排出量が減少しています。例えば航空機について、令和元年度の110トンから令和２年度は41トンとなっており、63%減少しています。

３．公表資料

公表資料につきましては、本日３月４日（金）から以下のウェブサイトに掲載します。

環境省　：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html.

（集計結果：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html）.

（個別事業所のデータ：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html）.
経済産業省： https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html.
４．その他
環境省では、集計結果から作成したグラフ・地図など、膨大なPRTRデータを分かりやすく表示した資料を前述のウェブサイトに掲載しています。
また、PRTR制度を広く一般の方にも御理解・御活用いただけるよう、PRTRデータについて分かりやすく解説した「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック ー化学物質による環境リスクを減らすためにー」を毎年作成しています。今回公表した令和２年度集計結果の解説を追加するなど内容を新たにしたガイドブックについては、令和４年10月を目途に公表する予定です。なお、現在は上記ウェブサイトにて令和元年度集計結果を掲載したガイドブックを公開しています。
添付資料
別添１　令和２年度PRTRデータ（化学物質の排出量・移動量の集計結果）の概要
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117597.pdf
別添２　届出排出量・移動量の経年変化の概要について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117602.pdf
****

[4] 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました
＜経済産業省　2022 年 3 月 4 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004.html?from=mj
「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。現在開会中である、第208回通常国会に提出される予定です。
1. 本法律案の趣旨
近年、高圧ガス、都市ガス、電力等の産業保安分野において、IoT等のテクノロジーの革新的進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化が生じています。このため、安全確保を前提に、こうした環境変化に合わせて産業保安規制体系を見直すために必要な措置を講じます。
2. 本法律案の概要
※【高圧】は高圧ガス保安法、【ガス】はガス事業法、【電力】は電気事業法の改正事項
1.スマート保安の促進
「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、安全確保を前提に、その保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査の在り方を見直します。【高圧】【ガス】【電力】
※あわせて、サイバーセキュリティに関する重大な事案が生じた場合に、国が独立行政法人情報処理推進機構に原因究明の調査を要請することができることとします（「情報処理の促進に関する法律」の改正）。
2.新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化
小規模な太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、技術基準への適合維持義務や、基礎情報の届出・使用前の自己確認等の対象とします。【電力】
一般ガス導管事業者に対し、災害時の事業者間の連携に関する計画を作成することを義務付けます。【ガス】
3.カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備
高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について、安全確保を前提に、高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化します。【高圧】
国による風力発電設備の技術基準への適合性の確認に代え、技術的知見を有する民間の専門機関（「登録適合性確認機関」）が技術基準の適合性を確認する制度を設けます。【電力】
関連資料
法律概要資料　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004-1.pdf
法律案要綱　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004-2.pdf
法律案・理由　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004-3.pdf

新旧対照条文　　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004-4.pdf
参照条文　　https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220304004/20220304004-5.pdf
****
[5] ***健康安全***
◇９価ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン（シルガード９）について
＜厚生労働省　2022年3月4日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv_9-valentHPVvaccine.html
****
[6] ***医薬品等***
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第57号）
［官報］　令和４年３月４日　号外　第46号　296～444頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220304/20220304g00046/20220304g000460296f.html
---
◇「薬が足りない」静岡県も深刻　薬局対応追われ　後発薬メーカー不祥事、全国的に供給不安定
＜静岡新聞　2022年３月５日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b0f24c39e5b9163d1abb974fd4ccf55ad2866697
複数のジェネリック医薬品（後発薬）メーカーの不祥事をきっかけに全国的な医薬品供給不足となり、静岡県内の調剤薬局でも薬が不足する事態が続いている。安定供給の見通しは立たず、医療機関や薬局は代替薬を処方したり、１回の処方量を減らして販売したりと対応に追われている。
「これほど手に入らないのは、薬剤師になって初めてだ」。県薬剤師会の石川幸伸会長（66）は、品薄の現状に不安を隠せない。これまでは午前中の注文で午後には届いた医薬品も、出荷調整で月１回しか入ってこない物もある。
静岡市内に５店舗を構える石川薬局は不安定な供給状態を受け、患者のデータから通院時期や使用量を予測して事前に薬を発注する体制を取った。間に合わない場合、不足分は後日患者に渡し、緊急に必要な薬は店舗間で融通することもあるという。
医療機関も代替薬を処方したり、１回の処方量を減らしたりと、供給状態を見ながらの対応が続く。品薄は抗アレルギー薬や抗てんかん薬、降圧薬など多岐にわたる。一方で、堀田内科医院（同市駿河区）の堀田宗文院長は「薬を変えて血圧に乱れが出ている患者もいる」と打ち明ける。代替薬でも大半は順調に経過しているが、後発薬と先発薬の成分含有量や添加物の違い、心理的な要因などによって症状が変わる場合があるという。
後発薬から先発薬への変更は薬価が高くなり、患者の経済的な負担が増す。
長引く供給不足の始まりは、後発薬メーカーで相次いだ不正だ。2020年12月、小林化工が製造した爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤成分が混入していたことが発覚した。業務停止命令を受け、その後も日医工や長生堂製薬など各社の不正製造が相次いで発覚した。なかでも流通量の多い日医工の影響は大きく、今でも出荷が止まった品目は少なくない。代替需要も急増し、市場全体が混乱している。
石川会長は「患者が困ることを製薬会社はもっと理解すべき」と指摘する。その上で「患者に不安を与えないように、今後も薬を変える理由や代替薬の効用をしっかり説明をしたい」と話す。
■増産態勢に限界も
日本製薬団体連合会がメーカーに実施したアンケートによると、欠品や出荷調整などを行っている医薬品は昨年８月末時点で3143品目。全品目の約２割に当たり、うち９割は後発品が占める。
後発薬メーカー各社は増産態勢を敷くが、何倍もの増産は難しい事情がある。日本ジェネリック製薬協会の佐藤岳幸理事長は「各社は製造ラインをフル稼働させ、複数の製品を計画的に作っている。特定の製品を倍にして作り続けると他の製品が作れず不足する」と説明する。各社で分担して調整した場合は独禁法に抵触する懸念もあるという。
工場や製造ラインの増設を計画するメーカーもあるが、稼働までには製造工程の検証や許可の手続きなど相当な時間が必要になる。
医薬品メーカーが西日本エリアの物流拠点にしていた大阪市の倉庫で昨年11月にあった大規模火災も市場の

混乱に拍車をかけた。コロナ禍で海外から原薬や資材の輸入が滞った問題も一時は大きく影響したという。
　佐藤理事長は薬を待つ患者らに理解を示した上で「命に直結する薬は、品質や製造管理があってこそ。しっかりとした薬を作り、届けることが重要」と話す。
****
[7] ***食品安全衛生関係***
◇特別用途食品の表示許可について
＜消費者庁　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027717/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20220304_03.pdf
　許可食品：３件
　・総合栄養食品　　アイソカルサポート 1.5 Bag （バッグ）　　ネスレ日本株式会社
　・とろみ調整用食品　　ネオハイトロミールスリム　　株式会社フードケア
　・とろみ調整用食品　　明治かんたんトロメイク　　株式会社明治
****
[8] ***廃棄物関係***
◇コンビニ各社 プラ削減へ対応もスプーンなど有料化は見送り
＜NHK　2022 年 3 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220307/k10013517701000.html
使い捨てのプラスチック製品の削減を企業などに求める法律が来月施行されます。これを受けて大手コンビニ各社では、無料で提供しているスプーンやフォークのプラスチック使用量を減らすなどの対応を進める一方、有料化は当面見送る方針です。
来月施行される「プラスチック資源循環法」では無料で渡されるスプーンやフォークなど、使い捨てのプラスチック製品12品目について、年間5トン以上提供している企業に対し、削減に向けた取り組みを義務づけています。
これを受けて対象となる大手コンビニでは対応を進めていて、ローソンは、持ち手に穴をあけて、長さも１センチほど短くしたスプーンとフォークや、木製のスプーンを来月以降、全国の店舗で導入します。
これにより年間およそ 67 トンのプラスチックの削減を見込んでいて、商品本部の藤岡拓也さんは「コーヒーのカップも紙の素材に変更するなどして今後も削減を進めていきたい」と話していました。
また、ファミリーマートが、持ち手に穴をあけたスプーンやフォークの導入をすでに進めているほか、セブン-イレブン・ジャパンは植物由来の素材を 30％混ぜたスプーンやフォークを導入するとしています。
一方で、スプーンやフォークの有料化については、売り上げへの影響が懸念されるなどとして各社とも当面、見送る方針です。
****
[9] ***温暖化対策関係***
◇トンガ噴火で脱炭素ふりだしに？　実は人間由来が火山の 100 倍
＜朝日新聞　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ2P655BQ21PLBJ004.html
　トンガ諸島で１月に起きた大規模な火山の噴火後、SNS では「これで温暖化対策が振り出しに戻った」といった内容の書き込みが散見された。噴煙とともに大量の二酸化炭素（CO2）が放出されたというのがその理由だが、2 月に公表された人工衛星の観測結果によれば、明確な濃度上昇は確認されていない。化石燃料などを使うことで人間が１年間に出す CO2 は、火山の 100 倍も多いことは過去の研究でわかっている。今回の噴火による温暖化への影響について、専門家は冷静に受け止めている。
　「トンガの火山噴火で 100 年分の CO2 が排出されたらしい」
　「トンガの噴火で今までの脱炭素分以上の CO2 放出で全部振り出しに戻りかけている」
　南太平洋の「フンガトンガ・フンガハーパイ火山」が噴火したのは１月 15 日だ。噴火の後、SNS では火山と CO2 に関するこうした内容の発信が相次いだ。CO2 は温暖化の原因となる温室効果ガスで、化石燃料の使用だけでなく、自然界でも森林火災などによって発生する。
専門家の間では議論にもならず
　火山からあふれる溶岩自体は燃えているわけではないが、噴火でも CO2 が放出されることが知られている。
　だが、国立環境研究所地球システム領域副領域長の江守正多さんによると、今回の噴火による CO2 の影響は「専

門家の間では議論になっていない」という。江守さんは国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書作成にも参加する第一人者だ。

「火山噴火による CO2 は、人間の活動によって排出される量よりかなり小さいことは、過去の研究で十分明らかになっている。現在の気候変動研究においては、まず話題にものぼらないんです」

米地質調査所（USGS）が様々な研究結果をまとめた報告によると、世界中の地上や海底にある火山から放出される CO2 の量は、年間で 1・3 億～4・4 億トンほどと見積もられている。

一方、人間の活動にともなう CO2 の排出量は年間 350 億トンほど。火山由来より 100 倍から数百倍多いことになり、「人為由来の CO2 が火山由来に比べてはるかに多いことは疑う余地がない」としている（https://www.usgs.gov/programs/VHP/volcanoes-can-affect-climate 別ウインドウで開きます）。

USGS によれば、「20 世紀最大級の火山噴火」と呼ばれた 1991 年のフィリピン・ピナトゥボ山の噴火で出た CO2 でさえ、人類が年間に出す CO2 の量（2010 年時点）の 700 分の 1 に過ぎない。

つまり、700 回噴火しないと、CO2 排出量は人為由来の排出量と同じにならない。しかも、人間が出す CO2 は年々増え続ける傾向にある。

地球全体の CO2 などの排出や吸収量を調べている「グローバル・カーボン・プロジェクト」の報告でも、10～19 年に人間活動などによって大気中で増えた CO2 の量を 19 とすると、火山から放出された量は 0･5 にとどまる。化石燃料由来の排出量 34、植物などが吸収した量 13 などと比べても火山由来は少ないとしている（https://www.globalcarbonproject.org/carbonbudget/archive/2020/GCP_CarbonBudget_2020.pdf 別ウインドウで開きます）。

人工衛星の観測では影響確認されず

火山が出す CO2 をどうやって測るのか。国立環境研究所の松永恒雄・衛星観測センター長によると、CO2 が吸収する太陽光の強弱をもとに、人工衛星で宇宙から地上の濃度分布を調べるのが一つの方法だ。

松永さんらが監視する日本の温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による 1 月の CO2 の平均濃度データが 2 月 14 日、ウェブで公開された（https://data2.gosat.nies.go.jp/gallery/fts_l2_swir_co2_gallery_en_image.html?image=153 別ウインドウで開きます）。

南緯 21 度、西経 175 度に位置するフンガトンガ・フンガハーパイ火山や風下に当たる西側では、他の地域に比べ明確な CO2 濃度の上昇はみられなかった。噴火のあった 15 日を挟む 14～21 日のデータも同様の傾向で、松永さんは「大規模な排出は起きていないのではないか」とみる。

同じ火山で規模が小さい噴火のあった 14 年 12 月や、今回の噴火初期にあたる昨年 12 月のデータでも CO2 濃度には変化がみられなかったという。

過去の研究では、米航空宇宙…

****

[10] ***環境安全関係***

◇令和２年度における浄化槽の設置状況等ついて

＜環境省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/110642.html

****

[11] ***調査、公募、意見募集等***

[調査結果]

◇令和３年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果

＜文部科学省　2022 年 3 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbI

****

[12] ***その他省庁発表***

◇GIGA スクール構想の実現について

＜文部科学省　2022 年 3 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbR

◇1 人 1 台端末等の ICT 環境の活用に関する方針・チェックリストについて

＜文部科学省　2022 年３月４日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbS

◇「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」公表について

＜文部科学省　2022 年３月４日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbT

****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会　　3 月 11 日

＜厚生労働省　2022 年３月４日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ym2ZCh3RiLw0u1BY

１　個別労災請求事案に係る医学的事項について

２　その他

・令和３年度第 16 回「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」を開催します　　３月 11 日

＜厚生労働省　2022 年３月４日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5kG1JjH9pJAikbxY

（１）個別労災請求事案に係る医学的事項について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料　　３月７日

＜厚生労働省　2022 年３月４日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wmWRAhXZgLQGs9hY

（１）組換えＤＮＡ技術応用食品等の製造基準の適合確認について

（２）その他

・薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会 新開発食品評価調査会　議事要旨　　2月28日

＜厚生労働省　2022年3月4日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24282.html

（１）指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）

（２）その他

・第 25 回 J-クレジット制度運営委員会の開催について　　３月９日

＜環境省　2022 年３月４日＞　https://www.env.go.jp/press/110647.html

・令和３年度地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドラインに関する説明会の開催について　　３月 24 日

＜環境省　2022 年３月４日＞　https://www.env.go.jp/press/110610.html

・IPCC 報告書連携シンポジウム「気候変動の影響はどうなる？どう対応する？～IPCC 第６次評価報告書と日本の研究報告～」の開催について　　４月 26 日

＜環境省　2022 年３月４日＞　https://www.env.go.jp/press/110620.html

・生命倫理・安全部会（第 49 回）の開催について　　３月 10 日

＜文部科学省　2022 年３月４日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbJ

(1) 個人情報保護法の改正を踏まえた関係指針の改正について

・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

・ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針

・ヒト ES 細胞の樹立に関する指針

・ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針

・ヒト ES 細胞の使用に関する指針

・ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針

(2) CSTI 第三次報告を踏まえた生命倫理・安全部会における関係指針見直しの検討事項及び検討体制につい

(3) その他

・欧州における化学物質管理政策最新動向セミナー（オンライン）のご案内

３月１７日、オンライン（Zoom）

＜化学物質国際対応ネットワーク　2022 年３月４日＞

http://chemical-net.env.go.jp/seminar20220317.html
「欧州新化学物質戦略の最新動向とREACH規則及びCLP規則における新たな展開」
講演１：欧州新化学物質戦略の概要と、本戦略に基づく化学物質管理の最新動向について（仮題）
講演２：新化学物質戦略に基づくREACH規則及びCLP規則改正の動向について（仮題）
要事前参加登録

[開催記録、報告、資料等]

・石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会（令和３年度第 15 回）議事概要　　２月９日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kWxIjX5oJQmlfhY
（1）個別労災請求事案に係る医学的事項について
（2）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）
　　3 月 4 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6k25Kj3xqJwunXBY
（1）組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（９価 HPV ワクチン）について
（2）沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DTaP）を含む混合ワクチンについて
（3）その他
・第 18 回ワクチン評価に関する小委員会　資料　　３月４日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1nGFFgHNlKASqoxY
（1）　組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（９ 価 HPV ワクチン）について
（2）　沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DTaP）を 含む混合ワクチンについて
・第 76 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第 28 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　２月 18 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5kG1JjH9pJAilbxY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　2 月 18 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2n2JGg3BmKwepkBY
（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（2）HPV ワクチンの情報提供について
（3）その他
・新しい時代の学校施設検討部会（第 10 回）配付資料　　3 月 4 日
＜文部科学省　2022 年 3 月 4 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdWac4VhkcCsdbK
　新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関するについて
　・最終報告（案）について
　・その他

****

[14] ***海外の化学物質管理情報***

＊）　化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 114 号、2022 年 3 月 4 日　から。
無印：NITE 化学物質管理関連情報　第 576 号　2022 年 3 月 1 日　から。

〇国際

・国連における最新動向 ＊）
（1）ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）が開催
　国連環境計画（UNEP）が事務局を務めている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」の残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）が、2022年1月24日（月）から28日（金）にかけて対面とオンラインのハイブリッド形式で開催されました。
　「ストックホルム条約（POPs条約）」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs）の製造及び使用の廃絶や制限、その意

図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約です。残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）では、ストックホルム条約による規制対象物質について検討が行われています。

今回の会合では、メトキシクロルの条約上の廃絶対象物質（附属書A）への追加を締約国会議に勧告することが決定されました。また、デクロランプラス及びUV-328について、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。さらに、新たに提案されたクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（炭素数14で塩素化率45重量%以上のもの）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（PFCA）とその塩及び関連物質について、リスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

ストックホルム条約ホームページ（英語）

http://www.pops.int/

残留性有機汚染物質検討委員会第17回会合（POPRC17）ページ（英語）

http://chm.pops.int/TheConvention/POPsReviewCommittee/Meetings/POPRC17/Overview/tabid/8900/Default.aspx

環境省　報道発表（日本語）

https://www.env.go.jp/press/110460.html

（２）第５回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）が開催

第５回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）が、2022年２月28日（月）から３月２日（水）に、ケニア・ナイロビにおいて開催されました。今次会合は「持続可能な開発目標の達成に向けた自然のための行動強化」をテーマとして開催され、計14本の決議及び会合テーマに沿った閣僚宣言が採択されました。

プラスチック汚染対策に関する決議では、プラスチックの有用性を認識しつつ、海洋を含む環境におけるプラスチック汚染が地球規模の喫緊の課題であること、世界規模で効果的で進歩的な行動を促進が喫緊に必要であること、プラスチック汚染は越境性を有しており海洋環境及びその他環境での対策が必要なこと、また、プラスチックのライフサイクル全体を踏まえた対策を講じる必要があるとの認識が共有されました。国際約束の作成に向けて、2022年の後半に政府間交渉委員会（INC）を開始し、2024年末までの作業完了を、野心的に目指すことが決定されました。

化学物質対策に関する決議では、第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）を開催しポストSAICMの枠組みの検討を進めることに加えて、化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染の防止に関する独立した政府間科学・政策パネル（気候変動分野でのIPCC（気候変動に関する政府間パネル）や生物多様性分野でのIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）に類するもの）の設置に向けて詳細を議論するための臨時公開作業部会を設置することが決定されました。

国連環境計画　第５回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）（英語）

https://www.unep.org/environmentassembly/unea-5.2

環境省　報道発表（日本語）

http://www.env.go.jp/press/110635.html

環境省　UNEA5.2で採択された決議・決定一覧（日本語）

http://www.env.go.jp/press/files/jp/117592.pdf

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

<経済協力開発機構(OECD)>

https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

OECD は、欧州委員会共同研究センター(JRC)と共催で、「化学物質のリスク評価をサポートする科学的証拠ベースの信頼構築およびアドバース・アウトカム・パスウェイ(AOP)フレームワークの役割」と題する Web セミナーを 2022/03/16(13:00 - 14:30 中央ヨーロッパ時間、8:00 - 9:30 米国東部夏時間)に開催すること、およびそのプログラムを掲載した。

○欧州

・欧州における最新動向 ＊）

（１）欧州委員会が欧州新化学物質戦略に基づくREACH規則改正案を発表

欧州委員会は、2022年1月20日に、欧州新化学物質戦略に基づくREACH規則改正に関するパブリック・コンサルテーシ

ョンを開始しました。昨年2021年5月7日に、REACH規則及びCLP規則の改正に向けたロードマップを公表しましたが、今回、そのロードマップに基づくREACH規則の改正案を発表し、パブリック・コンサルテーションを開始しました。パブリック・コンサルテーションは、2022年4月15日（現地ベルギー時間）まで行われる予定です。

欧州委員会から発表されている改正の主なポイントは以下のとおりです。

１．REACH規則の登録要件の改定（懸念ポリマーの登録等）
２．混合物評価係数の導入
３．サプライチェーンにおけるコミュニケーションの簡素化
４．ドシエおよび物質評価の規定の改定
５．認可と制限のプロセスの改革
６．執行及び監査能力の強化

欧州委員会　News（英語）
https://ec.europa.eu/environment/news/chemicals-commission-seeks-views-revision-reach-eus-chemicals-legislation-2022-01-20_en

（２）ECHAが、EU全域で消火用泡沫へのPFAS使用の禁止の提案

ECHAは、2022年2月23日、消火用泡沫（firefighting foam）に含まれる全てのパーフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）のEU全域での規制提案をしました。この規制は、地下水や土壌の汚染、人や環境に対する健康リスクのさらなる高まりを防ぐことを目的としています。

ECHAは、欧州委員会の要請により、消火用泡沫でPFASを使用することによってもたらされる人健康及び環境へのリスクを調査してきました。その結果、PFASがもたらすリスクは現在十分に管理されておらず、環境への放出を最小限に抑える必要があるため、EU全体の制限は正当化されると結論付けています。

この提案に対するパブリック・コンサルテーションは、2022年3月22日からの6か月間を予定されています。

ECHA News（英語）
https://echa.europa.eu/-/proposal-to-ban-forever-chemicals-in-firefighting-foams-throughout-the-eu
ECHA　提案内容（英語）
https://echa.europa.eu/documents/10162/0/rest_pfas_fff_axvreport_en.pdf/5ee6f85d-8339-cf1c-34c8-cfcb2861bde7?t=1645608390512

（３）SCIPデータベースにおいて700万件以上の成形品情報が検索可能に

ECHAは、2022年2月2日、SCIPデータベースには、EU全域の7,092社から700万件以上の検索可能な成形品情報が表示可能になったことを報告しました。SCIP（Substances of Concern In articles as such or in complex objects（Products））は、サプライチェーンに情報伝達する成形品中の化学物質を管理し、成形品内の有害化学物質の含有量を低減させていくことを目的に立ち上げられた、成形品中に含まれる高懸念物質（SVHC）に関するデータベースです。
2021年1月5日
以降に欧州に上市する成形品中のSVHC含有量が0.1wt%を超える場合は、事業者は
そのSVHCデータをSCIPデータベースにおいて提出することが義務付けられています。

提出した7,092社のうち26%以上（1,861社）はドイツの企業で、その他にイタリアの企業（1,442社）、フランスの企業（499社）が続いています。SCIPデータベースには誰でもアクセスし、成形品名、材料の種類、化学物質名等で検索することが可能です。

ECHA News（英語）
https://echa.europa.eu/-/7-million-searchable-articles-in-scip-database-improve-transparency-on-hazardous-chemicals

・Agreement concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road (ADR) Draft amendments to annexes A and B of ADR

＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 2 月 21 日＞
https://unece.org/transport/documents/2022/02/reports/agreement-concerning-international-carriage-dangerous-goods

UNECE は、危険物輸送作業部会の第 110 回会合で採択され、正式に提案された危険物の国際陸路輸送に関する協定(ADR)の附属書 A 及び B の改正草案を掲載した。この改正は 2023/01/01 に発効が計画されている。
Draft amendments to annexes A and B of ADR →
https://unece.org/sites/default/files/2022-02/ECE-TRANS-WP15-256e_0.pdf

・Health & safety at work - protecting workers from exposure to chemicals (lead and di-isocyanates)
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 21 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12745-Health-&-safety-at-work-protecting-workers-from-exposure-to-chemicals-lead-and-di-isocyanates-_en
欧州委員会は、職場における化学物質ばく露リスクに対する労働者保護の欧州理事会指令 98/24/EC における、鉛およびジイソシアネートへの暴露限界値を設定または改訂するイニシアチブに関する影響評価への情報募集を開始した。情報提供は 2022/03/21 まで。

・European Green Deal: Commission consults on reducing the release of microplastics into the environment
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 22 日＞
https://ec.europa.eu/environment/news/microplastics-public-consultation-2022-02-22_en
欧州委員会(DG Environment)は、環境中に非意図的に放出されるマイクロプラスチックの削減方法に関する公開協議を開始した。協議では、マイクロプラスチックの大きな供給源であるプラスチックペレット、合成繊維、タイヤに焦点を当てている。公開協議は 2022/05/17 まで。マイクロプラスチック汚染に関する公開協議　→
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12823-Microplastics-pollution-measures-to-reduce-its-impact-on-the-environment/public-consultation_en

・Health & safety at work - protecting workers from asbestos exposure
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 22 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12756-Health-&-safety-at-work-protecting-workers-from-asbestos-exposure_en
欧州委員会は、職場での石綿への暴露に関連するリスクからの労働者の保護に関する欧州議会及び理事会指令 2009/148/EC の改訂により労働者の健康と安全を改善するイニシアチブに関する影響評価への情報募集を開始した。情報提供は 2022/03/22 まで。

・Daily News 23 / 02 / 2022 Farm to Fork: Innovative feed additive will reduce methane emissions from dairy cows in the EU
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 23 日＞
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_22_1304
欧州委員会は、加盟国が革新的な飼料添加剤の EU での販売を承認したことを発表した。3－ニトロオキシプロパノールからなる飼料添加剤は、乳牛から発生する温室効果ガスであるメタンの排出を削減させるのに役立つと説明している。

・Commission publishes delegated acts ending the use of mercury in lamps
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞
https://ec.europa.eu/environment/news/commission-publishes-delegated-acts-ending-use-mercury-lamps-2022-02-24_en
欧州委員会(DG Environment)は、水銀を使用しない代替品が広く利用可能であることから、ランプ中の水銀についての広範囲の既存の使用免除を終了させる 12 の委任指令を公表した。12 の委任指令が含まれる欧州官報　→
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2022:043:TOC

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/274 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in cold cathode fluorescent lamps and external electrode fluorescent lamps for special purposes
＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0274&qid=1645746868249
欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、特殊用途の冷陰極蛍光ランプおよび外部陽極蛍

光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/274 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー3、3(a)、3(b)、および 3(c)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/275 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in other High Pressure Sodium (vapour) lamps for general lighting purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0275&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、その他の一般照明用高圧ナトリウム（蒸気）ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/275 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー4(c)、4(c)-I、4(c)-II、および 4(c)-III を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/276 of 13 December 2021 amending, for the purpose of adapting to technical and scientific progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in single capped (compact) fluorescent lamps for general lighting purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0276&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、一般照明用の 1 口金（小型）蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令(EU)2022/276 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー1、1(a)、1(b)、1(c)、1(d)、および 1(e)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/277 of 13 December 2021 amending, for the purpose of adapting to technical and scientific progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in single capped (compact) fluorescent lamps for general lighting purposes < 30 W with a lifetime equal to or above 20000 h

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0277&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、一般照明用途の 30W 未満で寿命が 20000 時間以上の 1 口金（小型）蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/277 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー1(g)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/278 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in metal halide lamps

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0278&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、メタルハライドランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/278 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー4(e)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/279 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in other discharge lamps for special purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0279&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、他の特殊用途の放電ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/279 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー4(f)を 4(f)-I、4(f)-II、4(f)-III、および 4(f)-IV に置き換えるもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/280 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in other low pressure discharge lamps

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0280&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、その他の低圧放電ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/280 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー4(a)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/281 of 13 December 2021 amending, for the purpose of adapting to technical and scientific progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in single capped (compact) fluorescent lamps for special purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0281&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、特殊用途の 1 口金（小型）蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/281 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー1(f)を 1(f)-I および 1(f)-II に置き換えるもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/282 of 13 December 2021 amending, for the purpose of adapting to technical and scientific progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in non-linear tri-band phosphor lamps

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0282&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、直管でない 3 波長リン光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/282 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー2(b)(3)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/283 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in High Pressure Sodium (vapour) lamps with improved colour rendering index for general lighting purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0283&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、演色評価数が改善された一般照明用高圧ナトリウム（蒸気）ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/283 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー4(b)、4(b)-I、4(b)-II、および 4(b)-III を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/284 of 16 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for the use of mercury in double-capped linear fluorescent lamps for general lighting purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0284&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、一般照明用の２口金蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/16 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/284 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー2(a)、2(a)(1)、2(a)(2)、2(a)(3)、2(a)(4)、および 2(a)(5)を改正するもので、2022/10/01 から適用される。

・Commission Delegated Directive (EU) 2022/287 of 13 December 2021 amending, for the purposes of adapting to scientific and technical progress, Annex III to Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council as regards an exemption for mercury in fluorescent lamps for other general lighting and special purposes

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022L0287&qid=1645746868249

欧州委員会(DG Environment)は、科学技術の進歩に適応させる目的で、その他の一般照明用と特殊用途の蛍光ランプ中の水銀の使用免除に関し、RoHS 指令 2011/65/EU の附属書 III を改正する 2021/12/13 付け欧州委員会委任指令（EU）2022/287 を官報公示した。この委任指令は、附属書 III のエントリー2(b)(4)を、2(b)(4)-I、2(b)(4)-II、および 2(b)(4)-III に置き換えるもので、2022/10/01 から適用される。

・EU at UN Environment Assembly: seeking to secure launch of negotiations for global agreement on plastics

＜欧州委員会(EC)　2022 年 2 月 25 日＞

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1314

欧州委員会は、2022/02/28～2022/03/02 にケニヤのナイロビで開催される国連環境会議の第 5 回会合(UNEA-5)で、欧州連合はプラスチックに関する新しい法的拘束力のあるグローバル協定の交渉を開始すること、また、地球社会への科学的助言を強化するために、化学物質、廃棄物、汚染に関する科学政策パネルを設立することを目指すと報じている。

・Harmonised classification and labelling targeted consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 21 日＞

https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations

ECHA は、ドイツから提出された S-メトラクロール(CAS RN 87392-12-9)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案に対して CropLife Europe を介して提出された発がん性に関する疫学情報に関する意見募集を開始した。意見募集は 2022/03/07 まで。

・Ongoing guidance consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 21 日＞

https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-clp?utm_source=echa.europa.eu&utm_medium=display&utm_campaign=customer-insight&utm_content=homepage-howto

ECHA は、協議のため REACH 及び CLP の当局(CARACAL)に送付した「緊急時の健康対応－CLP 規則附属書 VIII に関連する調和された情報のガイダンス草案（Version 5.0)」を公開した。ガイダンス草案（Version 5.0）→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/2324909/clp_guidance_annex_viii_v50_draft_to_caracal_en.pdf/ed0dbed1-f4b6-c267-d145-42e8c887db26?t=1645193265228

・ECHA Weekly - 23 February 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-134

ECHA は ECHA Weekly の 2022/02/23 版を掲載した。

・Proposal to ban ‘forever chemicals’ in firefighting foams throughout the EU

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/proposal-to-ban-forever-chemicals-in-firefighting-foams-throughout-the-eu

ECHA は、欧州委員会の要請により、泡消火剤にペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)を使用することにより引き起こされる環境および健康上のリスクを調査した結果、PFAS によるリスクは適切に管理されておらず、放出を最小限とするためには欧州全体での制限は正当化されると結論付けたことを報じている。今後、リスク評価委員会および社会経済分析委員会は科学的証拠に基づき制限提案を評価し、2023 年に意見の採択が予定されている。

○ 泡消化剤中の PFAS の REACH 制限に関する報告書　→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/0/rest_pfas_fff_axvreport_en.pdf/5ee6f85d-8339-cf1c-34c8-cfcb2

861bde7?t=1645608390512
○ 同報告書の附属書　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/0/rest_pfas_fff_axvreport_annex_en.pdf/09c79d6e-2ea7-8443-462e-cf03ee911de1?t=1645608147904
○ 同報告書の付録　→
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/0/rest_pfas_fff_axvreport_appendix_en.pdf/eda01a5a-2843-63c4-164d-efb410450033?t=1645608200293
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 1 物質に関する 1 件の試験提案を公開し、2022/04/12 までの意見募集を開始した。
・Current calls for comments and evidence
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞
https://www.echa.europa.eu/web/guest/calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/68902/term
ECHA は、中鎖塩素化パラフィン(MCCP)および C14～C17 の炭素鎖のクロロアルカンを含む可能性のあるその他の物質の REACH 附属書 XV の制限ドシエの作成を支持する意見や情報の募集を開始した。意見や情報の提供は 2022/03/25 まで。
・Webinars
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞　https://www.echa.europa.eu/web/guest/webinars
ECHA は、タトゥーインクおよびパーマネントメイクアップ中の有害物質の REACH 制限に関する Web セミナーのプログラム(案)を掲載した。開催日時：2022/03/29(14:30 - 16:30 東ヨーロッパ夏時間 GMT+3)
・Webinars
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 2 月 23 日＞　https://www.echa.europa.eu/web/guest/webinars
ECHA は、泡消火剤中のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の制限に関する Web セミナーの開催案内を掲載した。開催日時：2022/04/05(11:00 - 13:00 東ヨーロッパ夏時間 GMT+3)
・ECETOC TRANSFORMATIONAL PROGRAMME DEVELOPS FRAMEWORK TO ASSESS SAFETY OF CHEMICALS USING ‘NEW APPROACH METHODOLOGIES’
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2022 年 2 月 23 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/ecetoc-transformational-programme-develops-framework-to-assess-safety-of-chemicals-using-new-approach-methodologies/
ECETOC は、コンピューターモデリングなどの「新しいアプローチ方法論」(NAM)を取り入れた化学物質の安全性を評価する新たなフレームワークを発表した。
A framework for chemical safety assessment incorporating new approach methodologies within REACH　→
https://link.springer.com/article/10.1007/s00204-021-03215-9
・欧州環境庁、繊維製品からのマイクロプラスチック削減に関する報告書を発表（発表日：2022/02/10）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33270
標記記事が掲載された。
・ドイツ　2021 年の大気汚染測定値を公表（発表日:2022/02/10）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 2 月 25 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46796&oversea=1

○米国

・米国における最新動向 ＊）
（１）EPAが新規化学物質の審査を支援する共同研究プログラムを発表
　米国環境保護庁（EPA）は、2022年2月24日、上市前の新規化学物質の審査プロセスを近代化し、革新的な技術を導入するために、改正有害物質管理法（TSCA）に基づく新たな取組を発表しました。

具体的には、EPAの化学物質安全・汚染防止局（OCSPP）は、関係機関と連携し、TSCAの下で新規化学物質のリスク評価の実施アプローチに焦点を当てた複数年の共同研究プログラムを開発・実施することを提案しています。この取組の結果、新規化学物質の審査に革新的な技術を導入し、実施アプローチを近代化することで、人健康や生態系へのリスク評価プロセスの透明性を高めることを目指しています。

なお、EPAは、2022年4月20日および21日の午後1時から午後5時まで（米国東部時間）に公開のオンライン会議を開催し、本共同研究プログラムの概要を説明するとともに、関係者との意見交換の機会を予定しています。

EPA News Releases（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-collaborative-research-program-support-new-chemical-reviews

EPA 新化学物質共同研究プログラム（英語）

https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/new-chemicals-collaborative

（２）EPAがTRIリストに4つのPFASを追加

EPAは、昨年10月に発表したPFAS戦略的ロードマップの実施の一環として、2022年1月24日、有害化学物質排出目録（TRI）リストに4つのPFASを追加しました。今回の追加を含めて、TRIリストに収載されているPFASは合計179物質となりました。

TRI制度は、米国におけるPRTR制度に該当する制度で、1986年に開始されました。この制度は、連邦政府施設を含む特定の産業セクターにおいて、TRIリスト掲載化学物質を一定量以上で製造・加工または使用する施設が、毎年EPAに報告する制度です。

EPA News Releases（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-requires-reporting-releases-and-other-waste-management-certain-pfas-including-pfbs

PFAS戦略的ロードマップ（英語）

https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

TRIリストに収載されたPFASリスト（英語）

https://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program/list-pfas-added-tri-ndaa

・EPA Announces Updates to Resources on Mercury Inventory Reporting Rule

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 22 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-updates-resources-mercury-inventory-reporting-rule

EPA は、水銀の電子報告(MER)アプリケーションの更新と、水銀を添加した部品を含む組み立て済み製品の報告要件を反映した水銀インベントリ報告規則コンプライアンスガイドの更新をリリースしたと発表した。このコンプライアンスガイドは、製造業者および輸入業者が水銀の供給、使用、取引に関する情報を EPA に報告するための法的要件を概説するもの。2021 年のデータ報告期限は 2022/07/01。

・EPA Revises Guidelines for Making Corrections to the TSCA Inventory

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 24 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-revises-guidelines-making-corrections-tsca-inventory

EPA は、TSCA インベントリを修正するためのガイドラインを改訂する。最初の SCA インベントリ報告の後、EPA はかなりの数の化学物質が、報告者により意図せず誤って記述された可能性があることを認識しているが、2022/04/26 以降、企業がインベントリに収載されている特定の物質の化学的 ID の変更を要求したい場合は、製造前届出(PMN)または免除届出を提出しなければならない可能性があると報じている。

・EPA and Army Select 10 Roundtables to Highlight Regional Implications of WOTUS

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 24 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-and-army-select-10-roundtables-highlight-regional-implications-wotus

EPA と米国陸軍省は、多様な視点を持つ代表者が参加する、10 の地理的に多様な円卓会議の選択を発表した。地域の違いを強調しながら、「米国の水域」(WOTUS)の執行に関する議論を容易にするために、選択された各円卓会議と協力する

と説明している。

・EPA Announces Collaborative Research Program to Support New Chemical Reviews

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 24 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-collaborative-research-program-support-new-chemical-reviews

EPA は、TSCA に基づく新規化学物質の審査で、プロセスを近代化し、革新的な科学をもたらす共同研究プログラムの提案を発表した。これは EPA の化学物質安全汚染防止局(OCSPP)が研究開発局(ORD)およびその他の連邦機関と協力し、新規化学物質のリスク評価を支援する複数年にわたる共同研究プログラムを開発および実施することを提案するものと説明している。

今後、TSCA 新規化学物質共同研究プログラムの概要を提供するための仮想公開会議を 2022/04/20～21 に開催し、また、60 日間の意見募集も行うとしている。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Renewal of Information Collection Request for the Continuous Release Reporting Requirement Including Analysis for Use of Continuous Release Reporting Forms, EPA ICR No. 1445.15, OMB Control Number 2050-0086

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/24/2022-03861/proposed-information-collection-request-comment-request-renewal-of-information-collection-request

EPA は、「継続的放出報告様式(Continuous Release Reporting Forms)の使用に関する分析を含む継続的放出報告要件に関する情報収集要請の更新」と題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR No. 1445.15)を行政管理予算局(OMB)に提出することを計画しているが、提出前に当該 ICR についての意見募集を官報公示した。意見提出は 2022/04/25 まで。

・EPA Takes Next Step to Keep Chlorpyrifos Out of Food, Protecting Farmworkers and Children’s Health

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 25 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-next-step-keep-chlorpyrifos-out-food-protecting-farmworkers-and-childrens

EPA は、2021 年 8 月に農薬クロルピリホスの食物における許容範囲を取り消す最終規則を発行したが、この最終規則への全ての異議申立を否定し、食品に対するクロルピリホスの使用を中止する次のステップを踏み出したと報じている。

・Toxic Substances Control Act (TSCA) Collaborative Research Program To Support New Chemical Reviews; Notice of Public Meeting and Request for Comments

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/25/2022-04039/toxic-substances-control-act-tsca-collaborative-research-program-to-support-new-chemical-reviews

EPA は、化学物質安全汚染防止局(OCSPP)が、TSCA の下で新規化学物質のリスク評価を行うためのアプローチに焦点を当てた複数年にわたる共同研究プログラムの開発と実施を提案しているが、TSCA 新規化学物質共同研究プログラムに関して意見を求める仮想公開会議の開催を官報公示した。仮想公開会議は、2022/04/20－21(13:00 - 17:00 米国東部夏時間）に開催され、書面による意見募集は 2022/04/26 まで。

・Revocation of 1980 Guidelines and Final Opportunity To Submit a Request To Correct the Initial Report Filed for the Original Toxic Substances Control Act (TSCA) Inventory of Chemical Substances

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 2 月 25 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/02/25/2022-04044/revocation-of-1980-guidelines-and-final-opportunity-to-submit-a-request-to-correct-the-initial

EPA は、1978 年に報告者が誤って報告した TSCA インベントリの修正手続きについて、1980 年に発行したガイドラインを 2022/05/31 付けで取り消すが、化学物質のアイデンティティのエラーに対処するためにインベントリの修正を要求できる最終的な機会を提供することを官報公示した。最終の修正要求は 2022/04/26 までに提出が必要となる。

○カナダ

・Substances identified as being of low concern

＜カナダ　2022 年 2 月 26 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/inorganic-substances-low-concern.html
カナダ政府は、化学物質管理計画に基づき、無機物質の生態リスク分類、バイオモニタリング、またはラピッドスクリーニング科学アプローチを用いたスクリーニング評価(案)で「懸念は低い」と特定した物質を公開し、2022/04/27 まで 60 日間の意見募集を開始した。スクリーニング評価(案)　→
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/draft-screening-assessment-substances-low-concern-erci-biomonitoring-rapid-screening-science-approaches.html
・カナダ環境・気候変動省、特定プラ製品にリサイクル素材の使用義務を課す措置について協議を開始（発表日：2022/02/11）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=33272

○ウクライナ

・Technical Barriers to Trade Information Management System Addendum G/TBT/N/UKR/176/Add.2
＜ウクライナ　2022 年 2 月 23 日＞
http://tbtims.wto.org/en/ModificationNotifications/View/177080?FromAllNotifications=True
ウクライナは、2020/12/21 に G/TBT/N/UKR/176 で通知しているウクライナの法案の題名が変更され、ウクライナの「化学物質の安全性と化学物質の管理に関する法案」となったことを WTO/TBT 通報した。ウクライナの化学物質に関する法案へのリンク（ウクライナ語）　→ https://mepr.gov.ua/news/38567.html
---

○中国

・中国における最新動向 ＊）
（１）国務院が「全国危険化学品安全リスク集中管理プログラム」を公表
　国務院安全生産委員会は、2022年1月5日、「全国危険化学品安全リスク集中管理プログラム」を公表しました。本プログラムは、2020年2月に公表された中国共産党中央委員会事務局と国務院総務局による「有害化学物質の安全な生産の全面的な強化に関する意見」および2020年12月に国務院安全生産委員会が公表した「全国安全生産特別改善３か年行動計画」に基づき策定されたもので、広範囲の産業分野にわたって取り扱われる危険化学品の安全リスクを効果的に防止・解決し、人や社会の安全を守ることを目的としています。
　プログラムの構成は以下のとおりです。
第一章　一般要件
第二章　未解決課題と対処すべき重大な安全リスク
（一）安全な開発という概念の弱さの問題
（二）生産現場における安全責任の未解決問題
（三）製造・貯蔵における重大な安全性リスク
（四）運輸部門における重大な安全リスク
（五）廃棄物処理における重大な安全性リスク
（六）化学工場における重大な安全リスク
第三章　セーフガードシステムの主要施策の改善
（一）規制責任の調整と実行の強化
（二）本質的な安全性レベルの向上
（三）重大なリスクを防止・解決するための仕組みの改善
（四）危険化学品の専門家の能力向上
（五）危険化学品の安全リスクのデジタルかつ高度な管理レベルの向上
第四章　作業要件
（一）組織のリーダーシップ強化
（二）アドボカシーとガイダンスの強化

（三）作業監督の強化
中国応急管理部（中国語）
https://www.mem.gov.cn/gk/zfxxgkpt/fdzdgknr/202201/t20220105_406261.shtml
（２）第14次5か年計画に基づく国家緊急対応計画の公表
国務院は、2022年2月14日、第14次5か年計画に基づく国家緊急対応計画を公表しました。本計画は、化学物質関連に限らず、安全生産、防災・減災、災害救援を適切に実施し、緊急管理体制と能力の強化を推進することを目的に策定されています。本計画では、以下の7つの目標及び目標値を設定しています。
１．生産安全事故による死亡者数：15%削減
２．重大な生産安全事故件数：20%削減
３．生産安全事故による単位GDPあたりの死亡率：33%削減
４．工業、鉱業、貿易に従事する10万人の生産安全事故による死亡率：20%削減
５．自然災害による人口100万人当たりの年間死亡率：１未満
６．10万人当たりの年間平均被災者数：15,000人未満
７．自然災害による年間平均直接経済損失額の対GDP比：１％未満
化学物質管理については、具体的には、安全な生産に向けて、中国の状況に合った緊急管理制度の構築のために危険化学品安全の法律・規制の改正を推進すること（第四章（一））、危険化学品等の禁止、制限、管理リストを作成し、危険化学品の登録・管理データベースを改善すること、危険化学品のライフサイクルにおける管理を強化すること、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の導入を促進すること、危険化学品の廃棄報告制度の整備を実施すること、危険化学品と危険廃棄物の統一管理メカニズムを構築すること（以上、第五章（三））等が、計画として述べられています。
中国中央人民政府（中国語）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-02/14/content_5673424.htm
****
[15] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・岩手県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/110712.html
・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 47 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.env.go.jp/press/110711.html

・オランダからの生きた家きん等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220304_4.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220304.html
---
◇*その他*
・国大協がウクライナ侵攻非難の声明　ロシアからの留学生にも配慮
＜朝日新聞　2022 年 3 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ346DFXQ34USPT00G.html
ロシアによるウクライナ侵攻について、国立大学協会は 4 日、「武力による一方的な現状変更の試みは、全く容認できない」と批判する声明を出した。
国大協は同日、定例の総会を開き、学長たちから声明を出すべきだとの意見が相次いだ。これを受け声明は、「侵攻は平和を願う私たち国際社会への挑戦」だとして、「侵攻の即時停止と、平和的な解決を強く望む」と訴えた。
一方で、各大学にはロシアからの留学生らも在籍しているため、「ウクライナとロシアからの留学生、研究者とその家族には、今回の事態に伴うトラブルや不利益が生じないよう、国立大は心のケアも含め、適切に対応する」とした。

ウクライナ侵攻をめぐっては、東京大や北海道大の学長が「許容できない」などとする声明を発信。広島大の学長は、ロシアのプーチン大統領が「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ」と述べたことに対し、「強く抗議する」と訴えている。

・女性研究者活躍の課題は？国際女性デーに大学や企業の研究者らが議論

＜朝日新聞　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ333HRGQ33ULBJ002.html

京都大学の若手研究者の育成などを行う団体「L-INSIGHT」と北海道大学ダイバーシティ研究環境推進室は 8 日、女性研究者がリーダーシップを発揮するうえでの課題などを話し合うオンラインイベントを開く。

日本の科学技術系の研究者に女性が占める割合は約 17%と、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で最も低い。今回のイベントでは、大学や企業に所属する研究者ら 15 人を招き、女性がリーダーシップをとるうえでどんな課題があるのか、どうすれば解決できるのか、などを討論する。

主催者の 1 人で、京都大特定講師の島村道代さんによると、女性が研究を続けるうえで「家事・育児は女性がするもの」というような無意識のバイアスがハードルになっていると考えられる。さらに男性が子育てを手伝おうとすると「男なんだから研究しろ」などと上司に言われることもあり、男性研究者の生きづらさにもつながっているという。「まずは無意識のバイアスを理解することで、解決策を模索していきたい」と話す。

イベントへの申し込みは、京都大「L-INSIGHT」のサイト（https://www.l-insight.kyoto-u.ac.jp/event/220308_roundtable/）から 7 日までできる。

・近大の図書館がリニューアル　本の量 3 倍、居心地・知識も 3 倍？

＜朝日新聞　2022 年 3 月 5 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ346R3BQ33PTIL02K.html

近畿大学東大阪キャンパス（大阪府東大阪市）の中央図書館が、新年度を前に生まれ変わった。図書冊数は、従来の 3 倍ほどになる約 50 万冊に増えた。

地上 12 階建て、延べ床面積は約 5420 平方メートル。性別に関係なく誰もが利用できる「オールジェンダートイレ」を、全階に 1 室ずつ完備した。

10 階の閲覧室には、高めのついたてが設置された個室さながらの快適なソファも。本の量は 3 倍、居心地の良さも 3 倍、得られる知識も 3 倍？

********** 以上 **********